

受給者証取得の流れ (豊島区の場合)

1 エントランス見学

見学時に、ご利用日数を相談します。

2 豊島区中央保健福祉センターへ問い合わせ

中央保健福祉センター／知的障がい者支援係
にご連絡いただき、エントランスを利用希望と
お伝え下さい。(電話番号 03-3981-1853)

3 区の担当の方が訪問

区の担当の方が利用者様のお宅に伺い、お子様の
様子などに関しての面談を行います。その際に、見
学時に決定したご利用希望日数もお伝え下さい。

4 受給者証申請完了 → 発行

受給者証がお手元に届くまで、申請完了から概ね
2週間から1ヶ月程度かかります。

事業所のご案内

■児童発達支援事業

対象：未就学児童（0歳～小学生未満）で
自治体が発行する「通所受給者証」を
お持ちの方

利用定員：10人/日

運営法人：株式会社 フューチャージニアス

事業所名：児童発達支援事業所

エントランス池袋教室

東京都指定事業者番号：1351600075

所長：市村 未夏

所在地：東京都豊島区要町 2-9-12

要町ホワイトビル2階E号

(池袋西口バスターミナルより

「日大病院」行き「要町2丁目」下車)

TEL：03-5964-5083 FAX：03-5964-5084

e-mail：info@dlfg-tokyo.org

HP：http://dlfg.org/entrance-tokyo.html

発達障がいを持つ
もしくはその心配のある
お子様のための

児童発達 支援の ご案内

対象：0歳～小学校入学まで
(送迎サービスあり)

グループ校



伊丹教室 第1教室

兵庫県伊丹市西台 1-6-13

伊丹コアビル 403号

児童発達支援事業

指定事業者番号：2853301055

放課後等デイサービス事業

指定事業者番号：2853301055

伊丹教室 第2教室

兵庫県伊丹市中央 5丁目 1-15

ル・ジェ伊丹 3F

放課後等デイサービス事業

指定事業者番号：2853301089



児童福祉法に基づく
「児童発達支援事業」



池袋教室

児童福祉法に基づく
「児童発達支援事業」



池袋教室

東京都豊島区要町 2-9-12 要町ホワイトビル2階E号

TEL：03-5964-5083 FAX：03-5964-5084

e-mail：info@dlfg-tokyo.org

HP：http://dlfg.org/entrance-tokyo.html



児童福祉法に基づく 「児童発達支援事業」を しております。

子供の療育に40年近く力を入れる兵庫県を基盤とする「エントランス」池袋教室は、0歳～小学校入学前までの、発達上何らかのサポートが必要な子供達を対象とした、児童発達支援事業所です。

子供達が未来に向けて自分らしく豊かに暮らしていけるよう、子供達ひとりひとりの発達課題に合った内容を集団、個別にてサポートしています。

幼児期は成長するための基礎（土台）作りの大切な時期ととらえ、内面の発達や人との信頼関係を育み、今ここにいる自分が大事にされ必要だと感じる事の出来る支援を、保護者の方々と一緒に考え取り組んで行けるように考えています。

是非一度お気軽にご相談ください。

その他にも、お子様の特性に合わせた個別のプログラムを組んでいます。

- ご自宅・学校・バス停等、ご都合に合わせて送迎致します。（時間等については要相談）

<プログラム>

■～4歳くらい

- コミュニケーション支援
言語発達に遅れのある子どもたちに対して、絵カード交換システム（PECS）を活用したコミュニケーション支援を行います。
- 身辺自立支援
トイレ、着替え、整理など日常生活に必要な身辺動作を身につける支援を行います。
- 小集団行動支援
他の利用者と共に、小集団と行動を共にする行動支援を行います。

■4歳くらい～小学校入学

上記に加え、小学校入学を視野に入れた、以下のプログラムを行います。

- 学習支援
ひらがな、カタカナの読み書き、数字の練習など小学校入学に備えた基礎学習を行います。
- スケジュール行動
スケジュールにそった行動を行う事により、「時間割」に対応できる力をつけていきます。
- ソーシャルスキルトレーニング
SSTカードなどを用いて、学校生活に必要なソーシャルスキルのトレーニングを行います。

<サービス提供時間>

- 月～土 10:00～18:00
（時間外もご相談に応じます）
- 日 課外授業、遠足等（不定期）

<ご利用までの流れ>

1. 施設見学

- お電話、FAX、メールにてお問い合わせください。
- 見学日時を決める
- 施設のプログラムの説明を受ける（お子様と一緒にご来所ください）
- 体験療育を経験する。

2. 受給者証のお手続き

- 事業所ご利用にはお住まいの各自治体の発行する受給者証が必要です（全国どの地域でも使用可能です）。
- 受給者証取得については、お住まいの各自治体にお問い合わせ下さい。

■例として豊島区での流れが背面に記載してあります。

3. ご利用開始

- 受給者証がお手元に届きましたらご利用開始出来ます。

<ご利用料金について>

児童福祉法に基づき、利用者はその1割をご負担して頂くこととなります。世帯所得などにより自己負担額は一律ではありませんが、エントランスでは1ヶ月のご利用につき1000円前後がご負担となります。（ただし、月に何度ご利用されても設定された上限金額を超えることはございません）。

他に教材費として別途請求させていただきます。